

朝鮮民主主義人民共和国の経済関係法の改正(1)

ERINA調査研究部研究員 三村光弘

はじめに

これまで、誌上で、1999～2000年にかけて改正された朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮とする）の対外経済関係法に関して、投資制度の翻訳やその内容の分析、投資制度についての解説を行ってきた¹。

北朝鮮では、2002年7月に全般的な物価と賃金の調整をその主な内容とする「经济管理改善措置」が行われた。日本国内では、それが経済改革の出発点であるという報道が多いようであるが、実際には1990年代の後半から、主に工業部門における構造調整、農業部門における生産や分配方法の変化、企業管理方法の変化など、さまざまな変化が起こっている。

このような社会の変化に対応して、法律の分野でも1990年代終盤に入ってからさまざまな変化が見られるようになった。まず、国家の重要な政策に関して、積極的に法律を制定するようになったことがあげられる。1999～2003年の間に、対外経済関係法以外に13の法律が新たに制定されたことが明らかになっている。

表1 北朝鮮で1999～2003年に新たに制定された法律（対外経済関係法は除く）

番号	法律名	制定年
1	農業法	1999
2	養魚法	1999
3	人民経済計画法	1999/4/9
4	教育法	2000
5	民間航空法	2000
6	関門法	2001
7	著作権法	2001
8	国土計画法	2002/3/27
9	軍事服務法	2003
10	機構法	2003
11	都市計画法	2003
12	河川法	2003
13	会計法	2003

（出所）『朝鮮中央通信』、『朝鮮新報』、『中央日報』（オンライン版）
http://nk.joins.com/ など各種報道をもとに筆者作成

表2 最近改正された北朝鮮の経済関係法

番号	法律名	改正年月日
1	合併法	2001/ 5/17
2	外貨管理法	2002/ 2/21
3	外貨管理法施行規定	2002/ 3/14
4	外国人投資銀行法	2002/11/ 7
5	外国投資企業及び外国人税金法	2002/11/ 7
6	外国投資企業及び外国人税金法施行規定	2002/ 6/14
7	税関法	2001/ 7/26
8	環境保護法	2000/ 7/24
9	保険法	2002/ 5/16
10	民事訴訟法	2002/10/24
11	羅先経済貿易地帯法	2002/11/ 7

（出所）筆者作成

法規を整備する傾向は、新たな法律の制定だけでなく、既存の法律の見直しにも現れている。最近、ERINAが入手した、2003年、朝鮮対外経済協力推進委員会発行の『法規集（外国投資関係）』と、2001年に同委員会が発行した法規集を比較すると、【表2】のような改正が見られる。

これらの法規の改正には、対外経済関係だけではなく、経済全般に適用される法規の改正・制定が多い、国際社会に進出していくために必要な国際基準に近づく努力がうかがえる、1990年代後半の改正で法規集に掲載されなくなった細則の一部が復活している、などの特徴がある。

今回は、このような特徴のうち、に焦点を合わせ、外貨管理法、外貨管理法施行規定、税関法についてその改正点と内容についての解説を行う。

1 外貨管理法・同施行規定

外貨管理法は1993年1月31日に立法され、1999年2月26日に改正が行われている。今回の改正は、2002年2月21日であり、前回の改正から3年が経過している。前回の改正は、羅津・先鋒自由経済貿易地帯の名称変更などに伴う字句上の変更だけで、内容上の変更はなかったため、事実上9年ぶりの改正である。外貨管理法施行規定は、1994年6月27日に制定されたが、2001年発行の法規集には、掲載されておらず、その有効性が不明であった。今回の改正は外貨管理法改正の直後、2002年3月14日である。

外貨管理法は、北朝鮮における外貨の取り扱いを総合的に規定する法律である。この法律の目的は、「外貨の収入と利用、搬出入において制度及び秩序を厳格に定め、外貨を統一的に掌握し、合理的に利用することに貢献する。」と規定されている（第1条）。以前の規定と比較すると、行政法としての目的が全面に押し出され、簡素になった。外貨管理法の管理の対象となる外貨は、「転換性のある外国貨幣及び国家債券、会社債券等の外貨有価証券」と「手形、小切手、譲渡性預金証券等の外貨支払手段及び装飾品でない金、銀、白金並びに国際金融市場で取り引きされる金貨、銀貨及び貴金属」（第2条）であり、以前の規定と内容的な変化はない²。

管理の原則では、「統一的」な管理が強調されている（第3条）のが、以前の規定との相違点である。また、改

¹ 拙稿「朝鮮民主主義人民共和国の対外経済関係法の現状(1)-(7・完)」『ERINA REPORT』vol. 48～54を参照されたい。

正前と異なり、「外国為替相場の種類及び適用範囲」という表現が使われている。これは、実勢レートと公式レートなど、複数の為替相場が同時に存在することを許容することも考えられ、大きな変化であるといえる（第7条）。この法律の適用範囲は外貨を利用するか、外貨収入のある機関、企業所、団体、公民（国民）、外国政府または国際機構の代表部、外国投資企業、外国人となっている（第10条）。また、今回の改正で特殊経済地帯での外貨管理については別に定めることになった（第10条）。

外貨収入と利用については、「国家計画期間が示達した外貨収入支出計画に従い、当該機関、企業所、団体に国家外貨義務納付率を定めなければならない。」（第11条）と各企業には国家に納付すべき外貨が割り当てられる。この割り当てを超過して得た外貨に関しては、「機関、企業所、団体は外貨収入計画を超過した金額を、自身で利用することができる。この場合、指定された指標と項目に使用しなければならない。」（第20条）との規定があり⁷、稼いだ外貨を一定の義務納付をした上で各企業が自主的に使用できるようになった⁸。限定的とはいえ、各企業に外貨使用の自主権を与えたことは、経営努力に対する動機付けとなり、技術革新やさらなる収益性の向上に結びつく期待を持たせる積極的な作用があると言える。

また「機関、企業所、団体は、管理運営に必要な外貨を外国又は国際機構から貸付を受けることができる。この場合、中央財政指導機関と合意し、内閣の批准を受けなければならない。」（第23条）と、北朝鮮の企業が外国または国際機構からの貸し付けを受けることができる規定が新設された⁹。北朝鮮をめぐる国際環境が改善されることをある

程度見越しているともいえる。

北朝鮮では、銀行に預金した外貨を引き出すことができないという問題があると報じられたこともあったが、今回の改正で「預金者、貯金者が要求する外貨を適時に引き渡さなければならない。」（第21条第2項）「預金、貯金者が要求する外貨を適時に支払うことができず、損害を与えた場合には、当該損害を補償させる。」（第39条）との規定が新設された。また、規定第41条には、「国家外貨管理機関と対外決済銀行は機関、企業所の口座にある外貨を該当する口座管理者との合意なく勝手に支出することはできない。」との規定があり、外貨預金の流用を禁止している。これらの条項を追加するだけで、現状が改善されるとは言えないが、少なくとも中央政府レベルでこれを問題であると認識したことは前進であろう¹⁰。

外貨現金や外貨有価証券、貴金属の持ち込みには、制限はないが（第22条）、持ち出しは入国時に税関申告書で明らかにした金額、に限られる（第23条）。ただし、羅先経済貿易地帯では、外貨現金と外貨有価証券を許可文書又は税関申告書なしで「共和国領域外」に持ち出すことができることになっている（第24条）。外国投資企業で働く外国人は、賃金及びその他合法的に得た外貨の60%までに限って「共和国領域外」に送金し、又は持ち出すことができる（第28条）¹¹。

制裁として予定されているのは、罰金と不法に取引した外貨および物の没収、銀行取引の停止である（第29条）。また、重大な違反には、「情状に従い、行政的又は刑事的責任を負わせる。」（第31条）との規定があるが、実際にどのような責任追及がなされるかは明らかではない。

² 外貨管理法施行規定では、外貨支払い手段として「外貨支払手段には、外貨と表記された手形、小切手、預金及び貯金証書、支払指示書、各種クレジットカード等が属する」（規定第2条）と規定している。また規定第2条では、転換性外貨と非転換性外貨の定義が行われている。

³ 規定第9条後段では「朝鮮ウォンに対する外貨現金が替相場及び決済が替相場等の市場が替相場は貿易銀行が定める。」と、外貨現金が替相場と決済が替相場の2つの相場が明示されている。平壤市内の統一通り市場の両替所などで適用されているのが外貨現金が替相場であると思われるが、詳細は不明である。

⁴ 規定第13条ではこの他、「朝鮮同胞」にも適用すると規定している。

⁵ 開城工業地区については、2004年2月25日に最高人民会議常任委員会決定第16号で「開城工業地区外貨管理規定」が採択された。条文については、<http://210.145.168.243/sinboj/j%2D2D2004/04/0404j0318%2D00004.htm>を参照されたい。

⁶ 外貨の収支計画の策定、実行については規定第15～17条を参照されたい。

⁷ 規定第33条後段では、「指定された指標や項目と異なる理由で外貨を利用しようとする場合には、国家外貨管理機関の承認を得なければならない。」と規定している。

⁸ 同時に、外貨管理を強化するために、規定第18条では、外貨預金口座はひとつの銀行にのみ開設することになっている。国内の機関、企業所（団体と外国投資企業は除く）は外国の銀行に口座を開設することができない。また、規定第20条では、外国投資企業の外国での口座開設について、国家外貨管理機関の合意を必要とする規定を持っている。この細則では、団体の外貨管理については、かなり緩やかな規定を置いている。団体とは、金日成社会主義青年同盟など各種社会団体のことと考えられる。朝鮮労働党が団体に属するかどうかについては、不明である。国家外貨義務納付金の納付を担保するために、規定第39条では、対外決済銀行による国家外貨義務納付金の優先決済と強制納付を規定している。

⁹ 規定第50条では、「機関、企業所が、外国で政府的な借款又は国際経済機構、企業体、金融機関から借款、貸付を受けようとする場合には、国家外貨管理機関と合意し内閣の承認を得なければならない。」と、外国の企業、金融機関からの貸し付けも許容している。

¹⁰ 前進とはいっても、隣国である中国ではほぼ改善された問題であるため、北朝鮮の投資先としての魅力を決定的に増す要素とはなり得ないだろう。北朝鮮の政策担当者は、外国の投資家は、北朝鮮内部の通時的な視点よりも、世界各国の投資環境を共時的に比較して投資先を選択するという事実を重視する必要がある。

¹¹ 規定第61条では、60%を超える金額の送金または持ち出しには、国家外貨管理機関の承認が必要とされている。

今回の外貨管理法の改正は、複数の為替レートを予定する条項の新設、外貨預金に対する保護、各企業に対する外貨使用に対する制限の緩和など、北朝鮮の現状から出発し、それを改善していくという政策的意志が垣間見られる改正であった。その意味では、このような改正は高く評価できる。しかし、北朝鮮の周辺国は、すでに高度に発展した資本主義国（日本、韓国）であるか、移行経済国（ロシア）政治的には共産党の一方支配を貫徹しているが、経済的には資本主義的要素のきわめて強い国（中国）であり、どの国も北朝鮮と比較するとはるかに世界経済との結びつきが強く、より国際的なルールや慣行の実践に熱心である。この点から見ると、北朝鮮の今回の改正が、北朝鮮国内の意識変革に結びつき、ある程度の状況の改善が見られたとしても、それだけでは手放して喜ぶわけにはいかない。北朝鮮がやろうとしていることは、他の国々が10年以上前から取り組み、現状ではかなりの改善がみられていることであり、できて当然ととられるか、またはさらなる努力が求められることが必至だからである。

2. 税関法

税関法は北朝鮮の税関検査、関税適用、対外貿易における規律と秩序の確立を規定する法律である。1983年に初めて制定され、1987年、1990年、1993年の改正をへて、1999年1月28日に再度改正された。今回の改正は2001年7月26日である。1年6ヶ月という短い期間で改正が行われた。

現行の関税法は、5章51条で構成されており、第1章は関税法の基本、第2章は税関手続、第3章は税関検査、第4章は関税、第5章は制裁および申訴を規定している。この法律の目的は「朝鮮民主主義人民共和国関税法は、税関手続及び検査、関税の賦課において制度及び秩序を厳格に確立し、税関検査を強化して関税政策を正確に執行することに貢献する。」（第1条）ことである。関税の適用において、「国家は、輸入および輸出を奨励する物資には関税を適用せず、又は低く適用し、輸入および輸出を制限する物資には高い関税を適用する」原則を持っている（第4条）。税関事業に対する指導は、「中央税関指導機関が統一的に行う」ことが予定されている（第5条）。また、税関事業の分野において「外国、国際機構との交流および協力を発展させる」（第6条）との条項が存在する。

税関手続は、「荷物および運輸手段を我が国に搬入又は搬出する機関、企業所、団体及び公民が行う」（第8条）か、船舶の場合、船長が行うことになっている（第11条）が、外国への中継輸送については、中継輸送する機関が行う（第10条）。航空機での輸出入については、特段の規定

が設けられていない。

税関検査は、「国境通路、貿易港、国際空港、国際郵便局及びその他指定された場所」で行われる（第14条）。税関は、通過する外国の荷物の検査を行うことができ、該当する料金を徴収することができる規定がある（第14条）。「国家貿易計画にない物資又は輸出入許可を受けていない物資」という表現（第17条）から、北朝鮮においては、国家計画に基づく物資とそれ以外の物資に分けて管理されていることがわかる。また、引越し荷物と相続財産については、統制品でない限り、輸出入の許可は不要ないという規定がある（第27条）。

関税については、輸入物資の場合には国境到着価格、輸出物資の場合には国境引渡価格で行い、輸出入物資でない場合（携帯品など）は、小売価格で行うとされている。また、関税は内閣が定めることになっている（第32条）。関税を適用しないものには、外国の政府又は国際機構からの贈物、定められた基準を超えない旅行者の携帯品、外国投資企業が生産及び経営のために搬入する物資及び生産して輸出する物資、加工貿易、中継貿易、再輸出を目的に搬入する物資、外国と締結した条約に従い、関税を支払わないことになっている物資、国家が別途に定めた物資となっている（第34条）。ただし、に 関しては、定められた基準を超過した場合、については外国投資企業が生産した商品を特殊経済地帯外の国内に販売する場合、については、加工貿易、中継貿易、再輸出を目的として搬入した物資を国内で販売する場合には、関税が適用される（第35条）。関税の免除を受けて搬入した物資を定められた用途にのみ使用することを義務づける条項があり、関税が免除された物資を販売する場合には、税関に通知し、関税を納付した後、販売することが許される（第44条）。

関税率に関しては、二国間条約で関税特恵条項がある場合には、特恵関税率を適用し、関税率が別途定められている場合には、その税率を適用する。それ以外の場合には、普通関税率を適用すると規定されている（第37条）。また関税率が定められていない物資には、これと類似する物資の関税率を適用するとの規定がある（第38条）。

保税については、保税工場、保税倉庫においては2年、保税展示場では税関が定めた期間、保税が認められ（第45条）やむを得ない場合には、保税期間終了の10日前までに申請すれば、6ヶ月以内の保税期間延長を税関は認めることができる（第46条）。また、保税物資の加工、包装、組み立てのために保税地域外に搬出する場合には、関税に相当する保証物又は保証金を税関に預けることが義務づけられている（第47条）。

制裁として予定されているのは、定められた期間内に関税を納付しない場合の延滞料（料率は規定されていない）と、税関法規に違反して搬出入した荷物及び運輸手段の抑留、没収と状況が重大な場合の「責任あるもの」に対する行政的または刑事的責任である。

税関手続き、検査及び関税納付に関連して、当局と意見が異なる場合は協議を行い、協議が整わない場合には、上級税関への申訴を行うことができるとされている（第50条）。申訴は受理した日から20日以内に処理せねばならず、その結果に意見がある場合には、申訴処理日から10日以内に訴訟を提起することができるとしている（第51条）。

税関法は、前回の改正からそれほど時間がたっていないが、今回の改正では国際郵便や公民の携帯品などについての税関検査手続について、明確な規定が置かれるようになった。また、条文も冗長な表現が無くなり、行政法としての目的を達成するための必要最低限度のものとなっており、基本的な内容には変更がないものの、立法技術という点から見れば、かなりの進歩が見られると言える。

税関法にこのような改正が行われた背景には、この他北朝鮮の対外経済関係、特に貿易が活発になってきていることと関係している。【表3】を見ると、特に中国との貿易が近年盛んになってきていることがわかる。

表3 北朝鮮の対外貿易高（単位：100万ドル）

	1998	1999	2000	2001
中 国	413.0	370.4	488.0	739.9
ロ シ ア	65.0	50.1	46.3	68.3
日 本	394.6	350.4	463.7	474.7
韓 国	221.9	333.4	425.0	403.0
そ の 他	569.4	708.7	974.5	987.6
合 計	1663.9	1813.0	2397.5	2673.5

（出所）大韓貿易振興公社『北朝鮮の対外貿易動向』各年度版より

前回の改正時にも指摘したが、関税については、関税率表が公表されているのが普通の姿であるが、北朝鮮の場合、関税率表が対外的に公表されていない。法規集にこの法律を含めるのであれば、関税率についても公表するのが外国からの投資を誘致する上で重要な条件となるであろう。こ

れについては重ねて改善の必要性を指摘したい。

おわりに

今回改正された外貨管理法と外貨管理法施行規定は、直接投資や貿易、加工貿易といった対外経済分野だけでなく、外貨に関連する取引を行う限りにおいては国内の企業にも適用される法規である。

外貨管理法及び同施行規定では、国内企業に対する外貨使用の自主権を認めるための改正が行われ、同時に不正行為を阻止するための措置がとられた。一見大幅な規制強化が行われているようであるが、それだけ外貨使用の自主権を個別の企業に認めるということは大きな変化であるといえるし、各企業の自発性を国際市場で発揮するために必要不可欠の措置であるといえる。今後、中国やベトナムなど世界市場に積極的に対処しようとしている国々の外貨管理法制との比較を行い、北朝鮮の外貨政策の位相を明らかにしたいと思う。

税関法の改正は、大きな変化こそ無かったものの、立法技術という点では大きな前進があったと考えられる。外貨管理法と同じく、行政法としての機能面から見ると、大きな進歩があったと言える。また、この改正には、北朝鮮における貿易を中心とする対外経済関係の活発化という要素も忘れてはならない。

北朝鮮は、1990年代末より、さまざまな経済改革措置をとってきているが、法分野でも、実際の取引の実態に合わせて、法規の内容を充実させる動きが出てきていることが今回の改正を分析することにより明らかになった。法分野での変化は、経済分野での変化に比べると数年から5年ほど遅れて起こる傾向にあるようである。もし、北朝鮮の経済改革が進行していくとすれば、今後数年間にかなり大幅な変化が経済関係法を中心に起こるものと考えられる。北朝鮮の経済改革の規模を勘案すると、その変化は、憲法の経済関連条項にも改正を迫る内容になる可能性も否定できない。

資料（筆者による翻訳*）

1．外貨管理法（新旧対照表）

旧条	旧条文	新条	新条文
	第一章 外貨管理法の基本		第一章 外貨管理法の基本
1	朝鮮民主主義人民共和国外貨管理法は、外貨収入を増やし、外貨を合理的に利用して人民経済を絶え間なく発展させ、対外経済関係を拡大発展させることに寄与する。	1	朝鮮民主主義人民共和国外貨管理法は、外貨の収入と利用、搬出入において制度及び秩序を厳格に定め、外貨を統一的に掌握し、合理的に利用することに貢献する。
2	本法は、外貨取引、外貨有価証券の発行及び外貨現金並びに有価証券及び貴金属の搬出入と関連した原則及び秩序を規定する。		

旧条	旧条文	新条	新条文
3	外貨には転換性のある外国貨幣、国家債券、転換可能会社債券をはじめとする外貨有価証券、手形、小切手、譲渡性預金証書をはじめとする外貨支払手段、外貨資金、装飾品でない金、銀及び白金並びに国際金融市場で取り引きされる金貨、銀貨等の貴金属が属する。	2	外貨には転換性のある外国貨幣及び国家債券、会社債券等の外貨有価証券が属する。 手形、小切手、譲渡性預金証書等の外貨支払手段及び装飾品でない金、銀、白金並びに国際金融市場で取り引きされる金貨、銀貨及び貴金属も外貨に属する。
4	国家は、外貨管理機関を通じて外貨を掌握して管理する。	3	外貨を統一的に管理することは、外貨管理の重要な原則である。 国家は中央財政指導機関が外貨を統一的に掌握し管理するようにする。
5	朝鮮民主主義人民共和国の外貨為替業務を行う専門銀行は、貿易銀行である。 その他の銀行も外貨管理機関の承認を受けて、外貨為替業務を担当することができる。	4	朝鮮民主主義人民共和国において外国為替業務は貿易銀行が行う。 その他の銀行も中央財政指導機関の承認を受けて、外国為替業務を行うことができる。
6	朝鮮民主主義人民共和国領域内では、外貨現金を流通させることはできない。 外貨現金を使用しようとする場合には、朝鮮ウォンと交換してのみ使うことができる。 外貨の売買、預貯金及び抵当は、外貨為替交換業務を担当する銀行を通じてのみ行うことができる。	5	朝鮮民主主義人民共和国領域内では、外貨現金を流通させることはできない。 外貨現金は朝鮮ウォンに交換して使用する。
		6	外貨の売買及び貯金、預金、抵当は外国為替業務を担当する銀行を通じてのみ行うことができる。 外国為替業務を担当する銀行は、中央財政指導機関が承認した範囲において外貨業務を行う。
7	朝鮮ウォンの外貨為替相場は、外貨管理機関が定める。	7	朝鮮ウォンに対する外国為替相場の種類及び適用範囲、固定為替相場を定める事業は、中央財政指導機関が行う。 朝鮮ウォンに対する決済為替相場、現金為替相場を定める事業は貿易銀行が行う。
8	わが国と外国との間で決済することのできる外貨は、外貨管理機関が定めた外貨とする。外貨管理機関の承認を受けて、定められた外貨以外の外貨でも決済することができる。	8	対外決済は中央財政指導機関が定めた外貨で行う。 わが国の政府と外国政府間で決済と関連して協定を締結した場合には、それに従う。
9	合法的に得た外貨は、法的に保護され、相続することができる。	9	国家は合法的に得た外貨を保護し、それに対する公民の相続権を保障する。
10	本法は、外貨を利用するわが国の機関、企業所、団体及び公民に適用する。共和国領域内で外貨を利用する外国機関、外国投資企業、外国投資家、外国人及び朝鮮同胞にも本法を適用する。	10	本法は、外貨収入があり、又は利用する機関、企業所、団体及び公民に適用する。 共和国領域内で外貨収入があり、又は外貨を利用する外国又は国際機構の代表部、外国投資企業、外国人及び朝鮮同胞にも本法を適用する。 特殊経済地帯に適用する外貨管理秩序は別に定める。
第二章 外貨の利用		第二章 外貨収入と利用	
		11	中央財政指導機関は、国家計画期間が示達した外貨収入支出計画に従い、当該機関、企業所、団体に国家外貨義務納付率を定めなければならない。 機関、企業所、団体は、貿易銀行に口座を置き、稼いだ外貨を適時に入金させなければならない。
		14	機関、企業所、団体は外貨収入計画を適時に実行し、国家外貨義務納付金を優先的に納めなければならない。
11	外貨は、次の各号に掲げる取引に利用することができる。 1. 貿易契約及び支払協定に基づく取引 2. 貿易外取引 3. 銀行で朝鮮ウォンを売買する取引 4. 資本取引	17	外貨は、次の各号に掲げる取引に利用することができる。 1. 対外経済契約及び支払協定に基づく取引 2. 旅費、経費、維持費の支払い等の貿易外取引 3. 銀行で朝鮮ウォンを売買する取引 4. 預金、信託、貸付、債務保証等の取引
12	対外経済取引に基づく決済は、送金、代金請求、支払委託等の方法で行う。	18	対外決済は、信用状、送金、代金請求、支払委託等の方法で行う。
13	わが国の機関、企業所、団体は、収入となる外貨を朝鮮ウォンに交換して自身の口座に預けなければならない。 外貨は、外貨管理機関の承認を受け、指定された指標及び項目にのみ使用しなければならない。	19	機関、企業所、団体は、外貨を指定された指標及び項目に使用しなければならない。
		20	機関、企業所、団体は外貨収入計画を超過した金額を、自身で利用することができる。この場合、指定された指標と項目に使用しなければならない。
		23	機関、企業所、団体は、管理運営に必要な外貨を外国又は国際機構から貸付を受けることができる。この場合、中央財政指導機関と合意し、内閣の批准を受けなければならない。
14	外貨有価証券を発行しようとするわが国の機関、企業所は、当該機関の承認を受けなければならない。	24	外貨有価証券を発行しようとする機関、企業所、団体は、当該機関の承認を受けなければならない。
15	共和国公民は、合法的に得た外貨を国家の定めた基準内でのみ保有し、その基準を超える外貨は国内の銀行に販売又は預金しなければならない。	15	公民は合法的に得た外貨を中央財政指導機関の定めた基準内でのみ保有することができる。 基準を超える外貨は、共和国の外国為替業務を取り扱う銀行に販売し、又は貯金しなければならない。
16	外国人は、国外から送金された外貨又は合法的に得た外貨を共和国の銀行に預金又は販売することができる。	16	外国人は、共和国領域外から送金されてきた外貨、合法的に得た外貨を外国為替業務を取り扱う銀行に貯金し、又は販売することができる。
17	銀行は、外貨預金について秘密を保障し、該当する利子を計算して支払う。	21	外国為替業務を取り扱う銀行は、外貨預金及び貯金の秘密を保障し、該当する利子を計算し支払わなければならない。 預金者、貯金者が要求する外貨を適時に引き渡さなければならない。
18	共和国領域内に常駐する外国の大使館、領事館、貿易代表部等の外国機関は、貿易銀行に口座を設けなければならない。 外国投資企業は、外貨管理機関との合意の下に、共和国の銀行に口座を設けることができる。 必要に従い、外貨管理機関との合意の下に、外国の銀行にも口座を設けることができる。	12	外国及び国際機構の代表部は、貿易銀行に口座を置き、外貨を入金させなければならない。

旧条	旧条文	新条	新条文
		13	外国投資企業は貿易銀行に口座を置き、稼いだ外貨を入金させなければならない。 外国銀行又は共和国領域外にある銀行に口座を置こうとする場合には、中央財政指導機関と合意しなければならない。
19	羅先経済貿易地帯内にある銀行は、外貨管理機関の承認の下に、非居住者間の取引を対象とする業務を担当することができる。		
20	外国投資企業は、経営活動に必要な外貨資金の貸付を共和国の銀行から受けることができる。	22	共和国の外国為替業務を取り扱う銀行は、機関、企業所、団体及び外国投資企業に外貨を貸付ることができる。この場合、外貨貸付計画を立て、中央財政指導機関と合意し、内閣の批准を受けなければならない。
21	外貨利用に対する監督統制は、外貨管理機関及び当該監督統制機関が行う。外貨を利用する機関、企業所、団体は、四半期、年間の外貨貸借対照表を外貨管理機関に提出しなければならない。		第四章に移転（第31条及び第36条参照）
第三章 外貨の搬出入		第三章 外貨搬入と搬出	
22	外貨現金、外貨有価証券及び貴金属は、制限なく共和国に搬入することができる。	25	外貨現金、外貨有価証券及び貴金属は、制限なくわが国に搬入することができる。この場合、手数料又は関税は適用しない。
23	外貨現金は、銀行の発行した外貨交換証明文書又は入国時に税関申告書で明らかにした金額の範囲内でのみ、共和国領域外に持ち出すことができる。	26	外貨現金は、銀行の発行した外貨交換証明文書又は入国時に税関申告書で明らかにした金額の範囲内でのみ、共和国領域外に持ち出すことができる。
24	外貨有価証券は、外貨管理機関の承認を受けてはじめて共和国領域外に持ち出すことができる。入国時に税関に申告した外貨有価証券は、承認を受けなくても持ち出すことができる。	27	外貨有価証券は、中央財政指導機関の承認を受けてはじめて共和国領域外に持ち出すことができる。 入国時に税関に申告した外貨有価証券は、承認を受けなくても共和国領域外に持ち出すことができる。
25	羅先経済貿易地帯では、外貨現金、外貨有価証券を当該文書又は税関申告書なしで共和国領域外に持ち出すことができる。		
26	貴金属は、中央銀行の承認を受けて共和国領域外に持ち出すことができる。入国時に持ち込んだ貴金属は、税関に申告した範囲内でのみ持ち出すことができる。	28	貴金属は、中央銀行の承認を受けてはじめて共和国領域外に持ち出すことができる。 入国時に持ち込んだ貴金属は、税関に申告した範囲内でのみ持ち出すことができる。
27	外国投資家は、共和国領域外に企業運営で得た利潤及び他の所得金を税金なしにすべて送金し、又は自己の資本に制限なく移転することができる。	29	外国投資家は、企業運営で得た利潤及び他の所得金を共和国領域外に税金なしに送金できる。 投資財産は税金なしで共和国領域外に持ち出すことができる。
28	外国投資企業で働く外国人は、賃金及びその他合法的に得た外貨の60%までを共和国領域外に送金し、又は持ち出すことができる。	30	外国投資企業で働く外国人は、賃金及びその他合法的に得た外貨の60%までを共和国領域外に送金し、又は持ち出すことができる。
第四章 制裁		第四章 外貨管理事業に対する指導統制	
		31	外貨利用に対する監督統制は、統一的指導の下、中央財政指導機関が行う。中央財政指導機関は、外貨管理事業に対する指導体系を正しく打ち立て、外貨収入と支出の均衡をとらなければならない。
		32	中央予算制機関、企業所、団体の外貨管理事業に対する指導は、中央財政指導機関が直接行う。 但し、地方予算制機関、企業所、団体の外貨管理事業に対する指導は、道人民委員会を通じて行う。
		33	中央財政指導機関は、外国に対する外貨債権、債務を統一的に掌握し、管理しなければならない。
		34	中央財政指導機関は、外貨で支出する生活費、旅費等の支出基準を正しく定め、正確に執行するようにしなければならない。
		35	中央財政指導機関は、外国為替業務を取り扱う銀行から四半期、年間の貸借対照表及び必要な業務統計資料を受け取らなければならない。
		36	機関、企業所、団体は、四半期、年間外貨計画実行決算書を作成し、中央財政指導機関に提出しなければならない。
		37	中央財政指導機関は、機関、企業所、団体及び外国為替業務を取り扱う銀行の外貨管理状況を検閲することができる。 当該機関、企業所、団体及び外国為替業務を取り扱う銀行は、中央財政指導機関の検閲に必要な条件を保障しなければならない。
		38	国家外貨義務納付金を適時に正確に納付しない場合には、延滞料を徴収する。
		39	預金、貯金者が要求する外貨を適時に支払うことができず、損害を与えた場合には、当該損害を補償させる。
		40	外貨を定められた機関までに入金させず、又は他の銀行に入金させた場合には、罰金を徴収する。
29	外貨管理秩序に反した者には、情状に従い、罰金を科し、不法に取り引きした外貨及び物を没収する。 必要な場合には、銀行取引を中止させることができる。	41	不法に取り引き、又は共和国領域外に逃避させた外貨及び物は、没収する。
30	外貨管理秩序に反して外貨の損害を与えた場合には、該当する損害を外貨で補償させることができる。		
31	本法に反して重大な結果を引き起こした機関、企業所、団体の責任者及び公民には、情状に従い、行政的又は刑事的責任を負わせる。	42	本法に反して外貨管理に重大な結果を引き起こした機関、企業所、団体の責任ある幹部及び個別的公民には、情状に従い、行政的又は刑事的責任を負わせる。

2. 外貨管理法施行規定

1994年6月27日 政務院決定

チュチェ91(2002)年3月14日 内閣決定第20号として採択

旧条	旧条文	新条	新条文
第一章 一般規定		第一章 一般規定	
1	本規定は、『朝鮮民主主義人民共和国外貨管理法』を正確に貫徹して、外貨の管理および利用秩序を徹底的に確立するために制定する。	1	本規定は『朝鮮民主主義人民共和国外貨管理法』を徹底して貫徹し、国の外貨を統一的に掌握かつ管理し、利用する秩序を厳格に確立することにより、人民経済を進展させ、対外経済関係を拡大発展させることに貢献するために制定する。
2	本規定は、外貨取引、外貨有価証券の発行、外貨現金、外貨有価証券および貴金属の搬入と関連した秩序を規制する。		
3	本規定は、外貨を管理または利用する共和国の機関、企業所、団体（以下、機関、企業所とする。）と公民に適用する。 共和国領域内で外貨を利用する外国機関、外国投資企業、外国人と共和国領域外に居住する朝鮮同胞に本規定を適用する。 外国機関には、大使館、領事館、貿易および国際機構の代表部等が含まれ、外国投資企業には、外国人投資企業(合作企業、合併企業、外国人企業)と外国企業が含まれる。 外貨には、転換性のある外貨と転換性のない外貨が含まれる。	13	この規定は外貨収入があり、又は外貨を利用する機関、企業所、団体（以下、機関、企業所とする。）及び公民に適用する。 共和国の領域内で外貨収入があり、又は外貨を利用する外国又は国際機構の代表部、外国投資企業、外国人、朝鮮同胞にも、この規定を適用する。 この規定は外国にあるわが国の代表部、企業所、会社、支社等、外国に常駐する機関にも適用する。
4	外貨には、転換性のある外貨と転換性のない外貨が含まれる。 転換性のある外貨には、任意の時期と場所で外国貨幣に交換することができる外国貨幣(銀行券、補助貨幣)、外貨有価証券(外貨で表示された国家債券、地方債券、会社債券、出資証券、株券等の財産的価値のある証券)、外貨支払手段(外貨で表示された手形、小切手、トラベラーズ・チェック、送金証書、支払指示書)とその他の外貨資金(転換性外貨口座と国際決済計算単位で表示された口座の金額、貴金属(装飾品を除いた金、銀、白金と国際金融市場で取引されるその他の貴金属、銀貨)が属する。 転換性のない外貨には、任意の時期と場所で外国貨幣と交換することができない民族貨幣と、民族貨幣で表示された口座金額が属する。	2	外貨には転換性外貨と非転換性外貨が属する。転換性外貨には転換性のある外国貨幣、有価証券、支払手段、貴金属等が属する。 転換性のある外国貨幣には任意の時間及び場所において外国の貨幣に転換できる外国銀行券、補助硬貨が属する。 外貨支払手段には、外貨と表記された手形、小切手、預金及び貯金証書、支払指示書、各種クレジットカード等が属する。 貴金属には装飾品ではない金、銀、白金、金貨、銀貨、国際金融市場で取引されるその他の貴金属が属する。 非転換性外貨には任意の時間及び場所において外国の貨幣に転換できない外国銀行券、補助硬貨が属する。
5	外国為替管理事業に対する指導は、外貨管理機関が受け持つ。 外貨管理機関は、外貨の輸入を統一的に掌握し、その支出を統制する。	3	国の外貨管理事業に対する統一的指導は財政省（以下、国家外貨管理機関とする）が行う。
		5	共和国において外国為替業務は貿易銀行が行う。 貿易銀行は外貨取引に伴う決済手続及び方法、決済業務手数料、外貨預金、貯金、貸付利率等を国家外貨管理機関の合意を得て制定する。 他の銀行も国家外貨管理機関の承認を得て外国為替業務を行うことができる。
6	外貨管理機関は、外貨管理と関連した法規執行の方法論的指示を作成し、外国為替銀行と外国投資銀行の外国為替業務の範囲を承認し、朝鮮ウォンに対する外国為替の基準相場を定める。 外貨取引、対外決済と関連した手続と方法、朝鮮ウォンに対する外貨現金交換相場と外国為替の決済相場、対外決済取扱手数料率、外貨の預金、貯金、貸付の利率は、貿易銀行が定める。	9	朝鮮ウォンに対する外国為替相場の種類、適用範囲及び固定為替相場は国家外貨管理機関が定める。 朝鮮ウォンに対する外貨現金為替相場及び決済為替相場の市場為替相場は貿易銀行が定める。
7	朝鮮民主主義人民共和国の外国為替業務を行う専門銀行は、貿易銀行である。 貿易銀行以外の他の銀行も、外貨管理機関の承認を得て外国為替業務を行うことができる。	7	外国為替業務を行う銀行（以下、対外決済銀行とする）は国家外貨管理機関が承認した範囲内でのみ外貨業務ができる。
8	政府間で締結した貿易および支払に関する協定に基づく銀行間の支払協定は、貿易銀行が締結する。	6	共和国政府と外国の政府間の条約に基づく銀行間条約は貿易銀行間で結ぶ。
9	共和国領域内では、外貨現金を流通させることができない。 外貨現金は、指定された銀行または外貨交換所(外貨交換代理所を含む)で、朝鮮ウォンと交換して使用しなければならない。 外貨交換所は、外貨管理機関が定めるところに設立することができる。	4	共和国の領域内で外貨現金を流通させることはできない。 外貨現金は指定された場所で朝鮮ウォンと交換して使わなければならない。
10	外貨による決済は、外貨と交換した朝鮮ウォン口座(以下・外貨ウォン口座とする。)を通じて行う。 共和国領域内にある外国機関外国投資企業は、外貨管理機関の承認を受けて開設した銀行にある外貨口座を通じて、取引にともなう決済を行うことができる。	11	機関、企業所と外国投資企業、外国又は国際機構代表部の対外取引に伴う決済は、該当する対外決済銀行にある口座を通じて行わなければならない。
11	共和国領域内において外貨の売買または貯金もしくは預金をし、抵当に入れる等の外貨取引は、外国為替業務を行う銀行を通じてのみ行うことができる。	8	共和国の領域内で外貨を売買し、若しくは預金又は貯金して抵当に入れる等の外貨取引は、対外決済銀行を通じてのみ行うことができる。
12	朝鮮ウォンと交換することができる貨幣と、為替取引に利用することができる外貨は、外貨管理機関が定める。 外貨管理機関の定めた外貨以外の他の外貨で取引を行なおうとする場合には、外貨管理機関の承認を得なければならない。	10	対外決済は国家外貨管理機関が定めた外貨で行わなければならない。 定められた外貨以外の外貨で対外決済を行おうとする場合には国家外貨管理機関の承認を得なければならない。 共和国政府は外国の政府との間に対外決済に関連する条約が締結された場合にはそれに基づく。
13	共和国領域内で生産およびサービス活動等を行なって得た外貨と労働報酬として得た外貨、外国から送金された外貨または持ち込んだ外貨は、法的に保護され、それを譲渡または相続することができる。	12	共和国の領域内で個人が合法的に得た外貨及び外国からの送金又は持ち込んだ外貨は法的に保護され、それを譲渡又は相続できる。
14	外貨管理事業に対する監督統制は、外貨管理機関と当該監督統制機関が行う。 外貨を管理する銀行も、取引機関企業所の外貨利用に対する監督統制を行うことができる。	14	特殊経済地帯においての外貨管理は別途の定めるところに基づく。
第二章 外貨の利用		第二章 外貨収入と利用	
		15	国家計画機関は外貨収入支出計画を該当機関、企業所及び国家外貨管理機関に送らなければならない。
		16	機関、企業所は外貨収入支出計画を執行するための外貨財政計草案を作成し、国家外貨管理機関に提出しなければならない。 地方予算所属機関、企業所の外貨財政計草案は、道人民委員会が検討し総合して国家外貨管理機関に提出しなければならない。

旧条	旧条文	新条	新条文
		17	国家外貨管理機関は、機関、企業所の外貨財政計画草案を検討し、国家計画機関から受けた外貨収入支出計画に基づいて、機関、企業所別に国家外貨義務納付率を遺漏なく定めなければならない。
15	外貨は、貿易取引、貿易外取引、資本取引外貨の売買等の取引に利用することができる。 貿易取引には、商品の輸出入およびそれと直接関連する取引が含まれる。 貿易外取引には、旅費または利子、配当金、経費、維持費等の支払取引、サービス提供と関連した取引、贈与、相続、保証と関連した取引等が含まれる。 資本取引には、預金、信託、貸付、債務保証、外貨支払手段または債券の売買、証券の発行もしくは取得、不動産取得等の取引が含まれる。	32	外貨は貿易取引、非貿易取引、資本取引、金融取引等の取引に利用される。 貿易取引には商品の輸出入及びそれに直接的に関連する経済取引が含まれる。 非貿易取引には代表部維持費、代表団旅費、利子、利益配当金等の支払取引、観光、通信、港湾、奉仕提供と関連する取引、相続、保証と関連する支払取引が含まれる。 資本取引には直接投資、民間投資、政府投資、信託、債務保証、外貨支払手段又は債券の売買、証券の発行及び取得、不動産取得等の取引が含まれる。 金融取引には、商業銀行の債権、債務、中央銀行の債権、債務と関連した取引が含まれる。
16	経済取引に基づく資金決済は、取引銀行に開設された朝鮮ウォンまたは外貨ウォン、外貨の口座を通じて現金を用いずに行う。 朝鮮ウォン口座には、共和国領域内で合法的に得た朝鮮ウォンを預け入れる。本口座にある金銭は、外貨に転換することができない。 外貨ウォン口座には、転換性外貨を朝鮮ウォンに転換した金銭を預け入れる。本口座にある金銭は、任意の時期に要求する外貨に転換することができる。 外貨口座には、指定された外貨を貨幣別に預け入れることができる。本口座にある金銭は、任意の時期に要求する外貨および交換した朝鮮ウォンまたは外貨で支払うことができる。 朝鮮ウォン、外貨ウォン、外貨口座の残高に対しては、利子を計算しない。		
17	対外経済取引にともなう外貨決済は、信用状、送金、代金請求および支払委託等の方法で行う。	38	対外取引に伴う外貨決済は、信用状、送金、代金請求及び支払委託等の方法で行わなければならない。
18	機関、企業所は、取引銀行に外貨ウォン口座を設けなければならない。 外貨ウォン口座には、機関、企業所が得た外貨を朝鮮ウォンに転換して預け入れ、外貨の支払いも外貨ウォン口座を通じて行わなければならない。	18	口座は次の各号に掲げる原則に基づいて開設しなければならない。 1. 口座開設は財政の唯一管理諸原則の要求に合わせて開設しなければならない。 2. 機関、企業所、外国投資企業、外国又は国際機構代表部は一つの銀行のみに口座を設けなければならない。 3. 機関、企業所の内部経営単位が複数ある場合にも、口座は一つだけ設けることができ、2つ以上を設けようとする場合には国家外貨管理機関の承認を得なければならない。 4. 共和国領域内の機関、企業所は外国の銀行に口座を設けることができない。 5. 外国に常駐しているわが国の機関は、駐在国の一つの銀行に一つの口座を設けなければならない。必要な場合には国家外貨管理機関を通じて内閣の承認を得て、もう一つの口座を設けることができる。
19	共和国領域内に常駐する外国機関は、貿易銀行に朝鮮ウォンまたは外貨ウォン口座、外貨口座を設けることができる。 朝鮮ウォン口座には、国家間の合意に基づいて共和国領域内で得た朝鮮ウォンを預け入れ、朝鮮ウォンは指定された項目にのみ使用することができる。 外貨ウォン口座または外貨口座には、外国機関の維持費として送金された外貨を朝鮮ウォンに転換して預け入れ、または外貨のまま預け入れて、それを現金もしくは非現金で使用することができる。	19	機関、企業所と外国又は国際機構代表部は貿易銀行に口座を設けなければならない。
20	外国投資企業は、外貨管理機関との合意の下に、貿易銀行または共和国領域内の他の銀行に朝鮮ウォンまたは外貨ウォン口座、外貨口座を設けることができる。 朝鮮ウォン口座には、共和国領域内での経済活動過程で合法的に得た朝鮮ウォンを預け入れ、この朝鮮ウォンは指定された項目にのみ使用することができる。 外貨ウォン口座には、外貨と交換した朝鮮ウォンを預け入れ、この資金は共和国領域内で外貨または外貨と交換した朝鮮ウォン取引に使用することができる。 外貨口座は、外国または共和国の貿易機関または外国人投資企業の間で発生した債権債務関係を決済することに利用することができる。	20	合作、合併、外国人企業、支社、事務所等の外国投資企業は、貿易銀行に口座を設けなければならない。 外国投資企業は、国家外貨管理機関の合意を得て、共和国領域内の他の対外決済銀行又は/及び共和国領域外にある銀行に口座を設けることができる。
21	外国人投資企業は、外貨管理機関との合意の下に、外国にある銀行に口座を設けることができる。 この場合、合意するのに必要な文書を外貨管理機関に提出しなければならない。	21	口座を開設しようとする場合には、口座開設申請書を口座を開設しようとする銀行に提出しなければならない。 口座開設申請書には該当する内容を明らかにし、銀行取引に使われる印鑑票、口座開設と関連する国家外貨管理機関の承認又は合意文書等の証明文書を添付しなければならない。 外国投資企業の場合には企業創設承認書等を添付しなければならない。
22	外国投資企業は、外貨と交換した朝鮮ウォンまたは外貨を、外貨ウォンまたは外貨預金口座を設けて預金することができ、共和国公民および外国人(以下、個人とする。)は、銀行に外貨と交換した朝鮮ウォンまたは外貨を、外貨ウォン貯金口座または外貨貯金口座を設けて、貯金することができる。 銀行は、外貨の預金または貯金に対して秘密を保障し、定められた利子を計算する。	22	対外決済銀行は外貨預金と貯金の秘密を保証し、該当する利子を計算し、支払わなければならない。 対外決済銀行は預金者、貯金者が要求する外貨を適時に出さなければならない。
23	口座を開設しようとする機関、企業所と外国投資企業は、銀行口座開設申請書を口座を開設しようとする銀行に提出しなければならない。 銀行口座開設申請書には、該当する内容を明らかにし、銀行取引に使用する印章と企業創設承認書写本、外貨管理機関が発給した口座開設承認書写本等を添付しなければならない。 機関、企業所は、一つの対外決済銀行にのみ口座を開設しなければならない。		

旧条	旧条文	新条	新条文
24	銀行は、口座にある資金を口座管理者の要求によってのみ引き出すことができ、口座管理者は、口座残高の範囲内で資金支出を銀行に委託することができる。 銀行と口座管理者間で一定の口座残高限度を超過しても決済する契約が締結された場合には、その限度内で残高を超過して資金を支出することができる。この場合、口座残高超過支払額に対して定められた利子を受け取る。		
25	銀行は、口座で発生した取引の当日入出金通知書を次の業務日までに、その月にある取引の月収支報告書を翌月の10日までに、口座管理者に発給しなければならない。 口座管理者は、受け取った入出金通知書を次の業務日までに、月収支報告書を受け取った翌日から5日以内に検討し、意見を当該銀行に知らせなければならない。	47	対外決済銀行は、口座で行われた取引の当日入出金通知書は次の営業日まで、その月にあった取引の月計示書は翌月10日まで口座管理者に発給しなければならない。 口座管理者は受け取った入出金通知書を次の業務日まで、月計示書はそれを受け取った次の日から5業務日以内に検討し、意見を該当する銀行に伝えなければならない。
26	機関、企業所は、獲得した外貨を当該取引銀行に入金しなければならない、外貨管理機関の承認なしに外貨を外国にある銀行に預金し、または機関、会社、企業体その他の経済組織および個人に預けることができない。	26	機関、企業所は収入となる外貨を該当する対外決済銀行にある自身の口座に入金しなければならない。 国家外貨管理機関の承認なく、外貨を外国にある銀行に入金することや機関、企業所、個人に預けることはできない。
27	国家から外貨を得て使用する機関、企業所は、外貨を使用しようとする場合、外貨管理機関に申請して承認を受けなければならない。 自らの外貨収入によって計画で予定された外貨支出を保障することになっている機関、企業所は、外貨管理機関の承認なしに自らが得た外貨の範囲内で、当該取引銀行を通じてのみ外貨を使用することができる。	43	機関、企業所、外国投資企業は該当する対外決済銀行にある口座残高範囲内に限って、資金支出を申請できる。
28	銀行は、外貨支出計画と外貨保有額の範囲内で外貨を支出しなければならない。		
29	機関、企業所は、外国との経済取引で生じた精算額、取引残高、手数料、滞船料、違約金、解約金等の外貨収入金をその収入が確定した日から30日以内に、取引銀行に預け入れなければならない。	27	機関、企業所は外国との経済取引から生じる再計算差額、取引残高、手数料、通信料、奉仕料、違約金、解約金等の外貨収入金をその収入が確定した日から20日以内に取引銀行に入金しなければならない。
30	機関、企業所は、外国から借用または使用して残った外貨のうち、転換性外貨は取引銀行に入れ、非転換性外貨は当該国家にある共和国の代表機関に預け、その保管証を外貨管理機関に提出しなければならない。 代表機関に預けた保管金は、外貨管理機関の承認を受けて使用することができる。		
31	非貿易外貨収入計画を受け取った機関、企業所では、獲得した外貨を当該取引銀行を通じて貿易銀行に預け入れなければならない。		
		22	国家外貨口座管理は国家外貨管理機関が行う。
		23	機関、企業所は外貨収入計画と国家外貨義務納付計画を義務的に遂行しなければならない。 機関、企業所は外貨収入金から国家外貨義務納付金を他の支出より優先的に納付しなければならない。
		24	機関、企業所は国家外貨管理機関が定めた国家外貨義務納付手続に基づき、定められた期間内に国家外貨義務納付金を国家外貨口座に納付しなければならない。
		25	国家外貨義務納付計画を受けていない機関、企業所が、外貨収入がある場合には、外貨収入の10%を国家に納付しなければならない。
32	機関、企業所は、非貿易外貨を指定された項目と基準範囲内でのみ使用しなければならない。 非貿易外貨を使用しようとする場合には、使用しようとする外貨に該当する朝鮮ウォンを当該銀行に預け入れなければならない。		
33	機関、企業所は、外国で外貨を利用した場合、その状況を件別で定められた期間内に、外貨を振出した銀行に出向いて総括しなければならない。		
34	機関、企業所は、外貨管理機関の承認を得て、自由経済貿易地帯で地方債券、会社債券、出資証券等の外貨有価証券を発行することができる。		
35	外国にある共和国の代表機関は、定められた項目と限度内でのみ外貨を使用しなければならない。	35	外国に常駐している共和国の代表機関は、定められた項目及び基準の範囲内で外貨を使うことができる。
		36	機関、企業所が外国に常駐している共和国の代表機関に外貨を臨時保管する場合には、国家外貨管理機関の承認を得なければならない。
36	外国にある共和国の代表機関は、外貨管理機関の承認なしに機関、企業所の外貨を保管または利用することができない。		
37	外国投資企業は、共和国領域内に口座を設けた銀行を通じて外国に代金を請求しなければならない。 請求した外貨を外国にある銀行に預け入れようとする場合には、外貨管理機関の承認を得なければならない。	28	外国投資企業は、販売及び奉仕料収入金、利子及び手数料等の外貨収入金は取引銀行にある口座に入金しなければならない。
		29	外国又は国際機構代表部は、送金された外貨や収入となった外貨を貿易銀行にある口座に入金しなければならない。
38	外国投資企業は、経営活動に必要な外貨資金を共和国の銀行から借入することができる。		
39	自由経済貿易地帯内にある銀行は、外貨管理機関の承認の下で、非居住者間の取引業務を行うことができる。 非居住者間の取引業務を行う銀行は、非居住者から定期預金、通知預金等の預金を受け入れ、または非居住者もしくは居住者に対して貸付を行い、約束手形を発行し、または証券投資を行うことができる。		
40	外国にある銀行に口座を設けた外国投資企業は、四半期ごとに、その四半期の終わる翌日から30日以内に、その口座における外貨収入、支出と関連した文書を外貨管理機関に提出しなければならない。		

旧条	旧条文	新条	新条文
41	外国投資企業は、簿記検証事務所の承認を受けて年間外貨貸借対照表と損益計算書、外貨収支報告書を翌年2月までに、翌年の外貨収支予算書をその前年11月までに、四半期外貨貸借対照表と外貨収支報告書を次の四半期の最初の月までに、外貨管理機関に提出しなければならない。		
		33	機関、企業所は外貨を外貨支出計画にあり、国家外貨義務納付を遂行した条件で、指定された指標と項目に限って、使わなければならない。 指定された指標や項目と異なる理由で外貨を利用しようとする場合には、国家外貨管理機関の承認を得なければならない。
42	外国人は、外国から送金し、または合法的に得た外貨現金を保有することができる。わが国の銀行に販売または貯金することができる。 共和国公民は、外貨と交換した朝鮮ウォンで2,000ウォンに該当する外貨まで現金で保有することができ、それ以上の外貨現金は、貯金し、または外貨と交換した朝鮮ウォンで保有しなければならない。外貨交換証明書または外貨現金支払文書に指摘された範囲内の外貨現金は、保有することができる。	31	外国人は送金された外貨又は共和国領域内で合法的に得た外貨を共和国の対外決済銀行に貯金し、又は販売することができる。
43	共和国公民は、送金または貯金した外貨を外貨現金で引き出すことはできない。 貯金した外貨を外貨と交換した朝鮮ウォンで要求する場合には、その時期の外貨交換相場に基づいて支払う。 送金または預金もしくは貯金した外貨を外国で使用するために外貨現金を要求する場合には、出国証明文書を確認して支払うことができる。	30	共和国公民は外国から送金された外貨又は合法的に得た外貨現金を国家外貨管理機関が定めた限度の範囲内に限って持つことができ、その限度を越えた外貨現金は対外決済銀行に貯金し、又は販売しなければならない。
44	共和国領域を離れる外国人は、外貨と交換した朝鮮ウォンを再度外貨に交換することができる。この場合、銀行に出国証明文書を提示しなければならない。		
45	外貨と交換した朝鮮ウォンは、指定された商業、サービス部門でのみ使用することができる。 個人の間では、外貨と交換した朝鮮ウォンを売買することができず、機関、企業所は、外貨と交換した朝鮮ウォンを使用することができない。		
		34	道、市、郡人民委員会の外貨口座にある外貨は、外貨支出計画に反映された指標と項目に対してのみ、道人民委員会が検討し支出することができる。
		37	機関、企業所が外貨収入計画を超過した場合には、超過収入金を指定された指標と項目に自主的に利用できる。
		39	対外決済銀行は機関、企業所の外貨口座から国家外貨義務納付金を優先的に決済しなければならない。 対外決済銀行は外貨収入が行われることに伴い、該当する国家外貨義務納付金を納めてない機関、企業所に対して、国家外貨管理機関が発給した国家外貨強制納付書に基づく決済を必ず行わなければならない。
		40	国家外貨口座にある外貨は外貨支出計画に予定された条件で、国家外貨管理機関が内閣の承認を得てはじめて支出することができる。 国家外貨口座にある外貨は国家外貨口座残高を超過して支出することができない。
		41	国家外貨管理機関と対外決済銀行は機関、企業所の口座にある外貨を該当する口座管理者との合意なく勝手に支出することはできない。
		42	機関、企業所は外国から商品を買う場合、対外決済銀行を通じて決済しなければならない。
		44	対外決済銀行は、外国投資企業、外国又は国際機構代表部が要求する外貨若しくは取引機関、企業所が要求する支出承認されている外貨を、該当する口座残高範囲内で必ず支払わなければならない。
		45	対外決済銀行は銀行が持っている外貨残高及び銀行にある国家外貨口座並びに機関、企業所、外国投資企業の外貨口座残高を一致させるための対策を絶えず立てることで、国家外貨義務納付と対外決済を適時に保証しなければならない。
		48	機関、企業所及び外国投資企業は、生産正常化、生産工程の現代化をはじめ経営活動に必要な外貨を対外決済銀行から貸付を受けることができる。
		49	対外決済銀行は外貨貸付計画に基づき、外貨を貸付しなければならない。 外貨貸付計画は国家外貨管理機関と合意し内閣の承認を受けなければならない。
		50	機関、企業所が、外国で政府的な借款又は国際経済機構、企業体、金融機関から借款、貸付を受けようとする場合には、国家外貨管理機関と合意し内閣の承認を得なければならない。 機関、企業所は借款、貸付等の外貨の借入金に対する償還担保金を国家外貨管理機関の口座に積立し、その結果を国家外貨管理機関に通知しなければならない。 借款、貸付には現金、有価証券等の外貨及び物資産等が属する。
		51	機関、企業所、外国投資企業が、外貨債券、株式等の外貨有価証券を発行する場合には、該当する機関の承認又は合意を得なければならない。
		52	機関、企業所は、外国で稼いだ外貨や使い残した外貨を該当する対外決済銀行に入金しなければならない。緊急に外貨支出が提起される場合には、国家外貨管理機関を通じて内閣の承認を得て、現地で使うことができる。
		53	国家外貨管理機関の承認又は合意を得た機関、企業所及び個別的幹部が外国に出て外貨を使った場合には、その状況を該当する取引銀行において正確に総括し、定められた期間内に件別に国家外貨管理機関の検討確認を受けなければならない。
	第三章 外貨の搬入		第三章 外貨搬入及び搬出
46	外貨は、制限なく共和国領域内に搬入することができる。この場合、税関に申告しなければならない。	54	外貨現金、外貨有価証券及び貴金属は、制限なく共和国領域内に持ち込むことができる。この場合、税関に申告しなければならない。手数料又は関税を適用しない。

旧条	旧条文	新条	新条文
47	個人は、銀行が発行した外貨交換証明書および現金支払文書に定められた範囲内または入国時に税関に申告した範囲内で、外貨現金を共和国領域外に搬出することができる。	55	外貨現金は対外決済銀行が発行した外貨交換証明書、外貨現金支払文書や入国時に税関申告文書に明かした金額の範囲内でのみ、共和国領域外に持ち出すことができる。
48	外国投資家は、企業を通じて得た利潤と所得金、企業を清算して残った資金を、共和国の領域外に無税で搬出することができる。	60	外国投資家が企業を運営して得られた利潤及び所得金並びに企業を清算して残った資金は、簿記検証機関の確認を受けた条件で共和国領域外に税金なく送金することができるし、資本を制限なく移転できる。
49	外国投資企業は、次の各号に掲げる外貨資金を共和国領域外に搬出することができる。 1. 生産用原料、資材および設備等を輸入するための資金 2. 経営用物資を輸入するうえで必要な資金 3. 外国に設置した支社、代表部、代理店、出張所の経費資金 4. 外国の有価証券または不動産を取得するうえで必要な資金 5. その他、別途に定めた資金	58	外国投資企業は次の各号に掲げる外貨を共和国領域外に持ち出すことができる。 1. 生産用原料、資材及び設備等を輸入するための資金 2. 経営用物資を輸入するのに必要な資金 3. 外国に組織した支社、代表部、代理店、出張所の経費資金 4. 外国の有価証券又は不動産を取得するのに必要な資金
50	共和国領域外に外貨を送金しようとする場合には、送金申請書を取引銀行に提出しなければならない。 送金申請書には、該当する内容を明らかにし、送金内容を確認することのできる簿記検証事務所の確認文書、債権者の代金請求書等の証憑文書類を添付しなければならない。		
51	共和国領域内で発行した会社債券、出資証券等の外貨有価証券は、外貨管理機関の承認を得なければ、共和国領域外に搬出することができない。 入国時に税関に申告した外貨有価証券は、承認を得ずに搬出することができる。	56	外貨有価証券は国家外貨管理機関の承認を得てはじめて共和国領域外に持ち出すことができる。 入国時に税関に申告した外貨有価証券は承認を得なくても共和国領域外に持ち出すことができる。
52	共和国の銀行が発行または販売したトラベラーズ・チェック、クレジットカード等は、該当する証明文書を必要とせず共和国領域外に搬出することができる。	59	共和国対外決済銀行が発行又は販売した旅行者小切手、旅行信用状等は、該当する証憑文書がなくても共和国領域外に持ち出すことができる。
53	自由経済貿易地帯では、外貨交換証明書または税関申告を必要とせずに、外貨現金、外貨有価証券、外貨支払手段を共和国領域外に搬出することができる。		第14条参照
54	貴金属（国家が輸出する貴金属と入国時に税関に申告した貴金属は除外）を共和国領域外に搬出しようとする場合には、中央銀行の承認を受けなければならない。 共和国領域内で購入した装飾品を除く貴金属製品は、販売者が発給した証明文書に基づいて共和国領域外に搬出することができる。	57	入国時に税関に申告した貴金属を除く貴金属及び輸出する貴金属は、中央銀行の承認を得てはじめて共和国領域外に持ち出すことができる。共和国領域内で購入した記念硬貨、装飾品を除く貴金属製品は販売者が発給した証憑文書に基づいて共和国領域外に持ち出すことができる。
55	外国人は、労働賃金とその他の合法的に得た外貨の60%までを共和国領域外に送金または搬出することができる。60%を超える金額を送金または搬出する場合には、外貨管理機関に申請して承認を受けなければならない。	61	外国人は労賃とその他の合法的に得られた外貨の60%までを共和国外に送金又は持ち出すことができる。 60%を超える金額を送金又は持ち出す場合には、国家外貨管理機関の承認を得なければならない。
56	共和国政府と外国との間で、相互の貨幣の搬出入に関する協定が締結された場合には、その協定に基づいて外貨を搬出入する。	62	共和国政府と外国の政府間で、相手貨幣を搬出入することに対して条約が締結されている場合には、その条約に基づき外貨を搬出入する。
第四章 制裁		第四章 外貨管理事業に対する指導統制	
		63	外貨管理事業に対する指導統制は、内閣の統一的指導の下で国家外貨管理機関が行う。 国家外貨管理機関は外貨管理事業に対する指導体系を正しく確立し、外貨収入及び支出の均衡をとらなければならない。
		64	中央予算所属機関、企業所の外貨管理事業に対する指導は、国家外貨管理機関が直接行い、地方予算所属機関、企業所の外貨管理事業に対する指導は道人民委員会を通じて行う。
		65	国家外貨管理機関は外国の外貨債券、債務を統一的に掌握し、管理しなければならない。 該当する機関、企業所は国家外貨管理機関の要求に従い必要な資料を適時に提出しなければならない。
		66	国家外貨管理機関は外国投資企業の外貨財政管理事業を統一的に掌握し、国家外貨義務納付金を受け取る事業を指導しなければならない。
		67	国家外貨管理機関は外貨管理と関連する法規定を作り、その正確な執行を組織指導しなければならない。
		68	国家外貨管理機関はわが国の対外決済銀行の外国為替業務の範囲を正しく規定し、その範囲内で外国為替業務を遂行するよう指導統制しなければならない。
		69	国家外貨管理機関は外国に居住し、又は旅行する共和国公民（在外代表部幹部、対外建設幹部、合弁・合作会社の幹部、出張員、技術者、専門家、留学生等）の生活費、旅費等の外貨支出基準を正しく定め、正確に執行できるように掌握、統制しなければならない。
		70	機関、企業所は外貨財政計画実行に対する決算総括を月、四半期毎に行わなければならない。四半期、年間外貨決算書を該当する上級機関を通じて国家外貨管理機関に提出しなければならない。 外貨決算書には該当する対外決済銀行の外貨残高確認書を添付されていないなければならない。 地方予算所属機関、企業所の外貨決算書は道人民委員会を受けて検討し、総合して、国家外貨管理機関に提出しなければならない。 外貨決算書の作成方法及び様式は国家外貨管理機関が定める。
		71	外国に常駐しているわが国の機関は四半期毎に駐在国銀行の口座流動残高一覧表と共に外貨決算に関連する文書を定められた期日までに国家外貨管理機関に提出しなければならない。
		72	外国投資企業は四半期毎に外貨の収入、支出と関連した決算を行い、簿記検証機関の検証を得て、定められた機関までに当該機関を通じて国家外貨管理機関に提出しなければならない。

旧条	旧条文	新条	新条文
		73	外国にある銀行に口座がある外国投資銀行は、四半期毎にその口座での外貨収入、支出と関連した文書を次の四半期の初月30日以内に国家外貨管理機関に提出しなければならない。
		74	国家外貨管理機関は、対外決済銀行から四半期、年間貸借対照表及び必要な統計資料を正常に受け、外貨の収入支出状況を分析しなければならない。
		75	国家外貨管理機関は、全国的な外貨収入支出計画と国家外貨義務納付計画の実行状況を四半期毎に決算総括し、その資料を総合分析して内閣に提出しなければならない。
		76	国家外貨管理機関は、対外決済銀行及び機関、企業所の外貨管理状態を正常に検閲し、該当する対策を立てなければならない。対外決済銀行及び当該機関、企業所は国家外貨管理機関の検閲事業に必要な条件を保障しなければならない。
57	外貨管理秩序に違反した場合には、その情状に従い業務を中止させ、次の各号に掲げる制裁を科する。 1. 承認を得た業種以外の外国為替業務を行なった場合には、そこで得た営業収益金の没収または5,000ウォン以下の罰金を科する。 2. 外貨決済、外貨貸付、外貨譲渡の秩序に違反した場合および国家が定めた秩序の他に外貨現金で物資を取り引きした場合には、決済または貸付、譲渡した外貨と取り引きした物資の没収または2,000ウォン以下の罰金を科する。 3. 外貨を密売した場合には、密売した金額を没収する。 4. 外国にある銀行に非合法的に外貨を預金または保管した場合には、それを10日以内に没収して国家に納め、当該預金または保管額の50%までの罰金を科する。 5. この他の外貨管理秩序に違反した行為に対する制裁は、本条の類似する違反行為に基づいて行う。	81	次の各号の一に該当する場合には該当する外貨を全額没収する。 1. 機関、企業所と共和国公民が外国に外貨を逃避させた場合 2. 機関、企業所が対外決済銀行を通じることなく、外貨現金をお互いに受渡した場合 3. 外貨を密売した場合 4. 外貨搬出入秩序を守らずに外貨を搬出した場合 5. 不法な外貨収入がある場合
58	外貨管理秩序に違反して国家に外貨的損失を与えた場合には、該当する損害を外貨で補償させ、損害額の50%までの罰金を科する。	82	国家外貨管理機関の承認又は合意なく他の銀行に口座を開設した場合には、該当する口座を閉鎖させ、口座残高の50%の範囲で罰金を徴収する。
		77	機関、企業所が外貨収入に該当する国家外貨義務納付金を定められた期限内に納付していない場合には、納付しない金額に対して毎日1%の延滞料を外貨で徴収する。
		78	国家外貨管理機関は、機関、企業所が収入した外貨を銀行に入金していない場合には、その全額を回収して国家外貨口座に入金する。
		79	国家外貨管理機関は、機関、企業所が収入となる外貨を承認した対外決済銀行ではない他の銀行に入金した場合、その全額を承認した対外決済銀行に移し、該当する外貨金額の10%を罰金として徴収する。
		80	対外決済銀行は、預金者、貯金者が要求する外貨を適時に支払わないことで損害を与えた場合、該当する損害を補償しなければならない。 損害補償は対外決済銀行が遅延した金額と期間に対して制定された利率より20%高い利率に基づいて利子を計算し、貯金、預金者に支払う方法で行う。
59	罰金と没収金支払を拒否した場合は指定期間内に納付しない場合には、当該取引銀行にある機関、企業所の口座から強制的に回収することができる。	83	延滞料、弁償金、回収金、罰金及び没収金支払を拒絶する場合及び指定された期間内に納付しない場合には、該当取引銀行の口座から強制的に回収する。
60	機関、企業所と公民に課す罰金は、罰金と関連した法規範に基づいて科する。		
		84	外貨で受けた延滞料、没収金、回収金、罰金、弁償金は、国家外貨口座のみに納付させる。
61	『朝鮮民主主義人民共和国外貨管理法』と本規定に違反して重大な結果を引き起こした場合には、情状に従い、行政的または刑事的責任を負う。	85	この規定に反して外貨管理に支障を与えた機関、企業所と責任ある幹部は情状に基づき行政的及び刑事的責任を負う。

3. 税関法

紙幅の関係上、税関法の新旧対照表は掲載できませんでした。次号以降に掲載の予定です。

Amendments to Economy Related Laws in the DPRK (1) (Summary)

Mitsuhiro Mimura

Researcher, Research Division, ERINA

The author has previously published translations and analyses of the foreign investment related laws of the

Democratic People's Republic of Korea (hereafter DPRK), which were revised between 1999 and 2000¹. Drastic

* 資料中、外貨管理法施行規定の翻訳にあたっては、ERINA調査研究部研究補助員・金鎮碩氏に大変お世話になった。紙面をお借りして御礼申し上げます。

economic measures aimed at improving the DPRK's economic management came into effect in July 2002. Under these measures, the prices of all commodities were revised and living allowances were raised. The view from Japan seems to be that these measures are the beginning of economic reforms in the DPRK. However, since the end of the 1990s, restructuring in the manufacturing sector, changes in methods of production and distribution in the agricultural sector, and changes in ways of managing enterprises have already taken place.

These changes have been reflected in alterations to the laws of the DPRK. One such change is the adoption of a comparatively aggressive posture with regard to legislation. The primary motivation for this change was the enforcement of important national policies. Thirteen laws were enacted between 1999 and 2003, not including foreign investment related laws. The development of laws can also be seen in amendments to laws and regulations that have already been enacted. According to a series of foreign investment related laws published in 2003 by the Committee for the Promotion of External Economic Cooperation of the DPRK, eleven foreign investment related laws and regulations have been amended since the same series of laws was issued in 2001. The characteristics of these revisions are as follows: (1) legislation has been passed in such important fields as the domestic economy, as well as in relation to foreign investment; (2) signs of attempts to conform with international standards can be seen; (3) some of the detailed regulations concerning foreign investment related laws have disappeared from the series of laws as a consequence of amendments in the late 1990s.

This article will deal with the Law of the DPRK on Foreign Exchange Control, the Regulation for the Implementation of the Law of the DPRK on Foreign Exchange Control and the Customs Law of the DPRK. These laws and regulations fall into the first category of the characteristics of the recent revisions outlined above.

1. The Law of the DPRK on Foreign Exchange Control and the Regulation for the Implementation of the Law of the DPRK on Foreign Exchange Control

The Law of the DPRK on Foreign Exchange Control was passed on January 31, 1993 and was revised on February 26, 1999. The latest revision was on February 21, 2002, about three years after the previous amendments. Because the amendments in 1999 only changed certain phrases with regard to organizational changes, due to the amendments to the constitution in 1998 and the change in the appellation of the Rajin-Sonbong Free Economic and Trade Zone to Rason Economic and Trade Zone, the revisions in 2002 were the first substantial alterations since 1993.

The revision in 2002 includes new provisions that: (1) allow more than one exchange rate; (2) protect the liquidity of foreign currency deposits; and (3) allow some state-

owned enterprises (SOEs) to utilize foreign currency as they wish provided that they fulfill their obligations regarding payments to the government. The amendments demonstrate the DPRK's will to improve upon the status quo and in this sense are highly praiseworthy. However, the DPRK's immediate neighbors—China, the ROK, Russia and Japan—have more favorable investment climates than the DPRK. From this perspective, a step-by-step amelioration of the DPRK's system is not particularly effective. The improvements achieved by the DPRK have also been achieved by neighboring economies in transition.

2. The Customs Law of the DPRK

The Customs Law of the DPRK was enacted in 1983 and revised in 1987, 1990, 1993, 1999 and 2001, with the latest revision being made on July 26, 2001. This law has five chapters and fifty-one articles. Chapters 1-5 stipulate the general provisions, customs formalities, customs inspections, customs duties, and sanctions and petitions respectively.

Revised just a year and a half after the previous amendment, this law has clear-cut rules on customs inspections of items of international mail and the personal effects of individual citizens. The language used in the legislation has become clearer and more substantial. From the perspective of legislative techniques, the language used in this law is more suited to an administrative law. The change is related to the expansion of international trade, especially that with China. One of the main problems left unchanged is the fact that the DPRK has not yet disclosed its customs tariff table, even though this is one of the basic requirements for promoting foreign investment. Accordingly, the government of the DPRK should take swift action to remedy this.

The laws and regulations explained in this article apply to the use of foreign currency by and involvement in international trade on the part of state-owned enterprises as well as foreign-invested enterprises. Social changes have gradually affected trends in legislation, with changes to laws becoming apparent a few years after these social phenomena occur. If economic reform in the DPRK continues at this pace, major changes will be made, mainly to laws concerning the economy. Considering the scale of the DPRK's economic reforms, the transformation of these laws could require some revisions to be made to economy-related clauses of the constitution.

¹ See Mitsuhiro Mimura, *Recent Amendments to Foreign Investment Related Laws in the DPRK (1)–(7)*, ERINA REPORT Vols. 48-54.